

■ 回答者、北岡修一  
東京メトロポリタン税理士法人 税理士

## 今月のテーマ 生命保険金などの支払調書が平成30年1月1日から変わります。

平成30年1月1日以降、生命保険金の支払い時などに、生命保険会社が税務署に提出する支払調書が変更になります。これにより、今まで課税漏れになっていたことも多かった生命保険金に関する税金が捕捉されやすくなります。どのような改正なのかQ&Aで取り上げます。

### Q1 生命保険金などの支払調書とは、どのようなものなのでしょうか？

生命保険会社は、一定の生命保険金や解約返戻金、年金などの支払いを行った場合には、税務署に対して支払調書を提出することになっています。提出するのは、100万円以上の死亡

保険金や満期保険金および解約返戻金を支払った場合、あるいは年間20万円以上の年金給付金を支払った場合です。この生命保険金や解約返戻金などは、一時所得あるいは雑所得として確定申告の必要があったり、相続税や贈与税の対象となる場合もあります。生命保険金などの支払調書を提出する目的は、これらの課税漏れを防止するためです。

### Q2 今まで課税上、どのような問題があったのでしょうか？

今までの支払調書は、生命保険の契約者変更などについてうまく対応できていませんでした。たとえば、契約者が死亡したことにより契約者変更が行われた場合には、相続税の課税対象になることもありません。このようなケースの課税漏れには対応できていません。また、支払調書には保険

### Q3 平成30年1月以降、どのように改正されるのでしょうか？

今までは、保険金や解約返戻金などを支払ったときに支払調書を提出することになっていましたが、これに「死亡による契約者の変更」をした場合が追加されます。また、支配調書に記載される内容が追加されます。具体的には図表の「生命保険金等の一時金の支払調書」(改正後)の赤字で表示した部分、契約者変更があった場合の直前の契約者の住所・氏名、契約者変更の回数、支払時の契約者の既払込保険料の記載欄(カッコ内に記入)が追加されています。

### Q4 死亡による契約者の変更があると、どのような課税がされるのですか？

たとえば、契約者が父、被保険者が長男、保険金受取人が長男である生命保険に入っていたケースで、父親が亡くなった場合、父親が亡くなった場合で考えてみます。この場合、亡くなった父親は被保険者ではないので、当然、生命保険金はありません。ただし、契約者が長男は父親死亡時にける解約返戻金相当額の相続を受けたいものとして、その金額が相続税の対象となるのです。平成30年1月より、この死亡による契約者変更の支払調書が税務署に提出されることになり、相続税の課税漏れを防止することができるようになります。

図表 生命保険金等の一時金の支払調書(改正後)

平成 年分 生命保険金等の一時金の支払調書		氏名又は名称		東京 太郎
保険金受取人	東京都港区××××	個人番号(個人番号)	1234 5678 9012	
保険契約者等(又は保険料等払込人)	同上	氏名又は名称	東京 太郎	
被保険者等	同上	個人番号(個人番号)	1234 5678 9012	
遺言の保険契約者等	同上	氏名又は名称	東京 太郎	
保険金額等	増加又は割増保険金額等	未払利益配当金等	貸付金額、円未収利息	
千円	円	円	円	
20 000	000			
未払保険料等	前払保険料等払戻金	高引保険金額等	既払込保険料等	
円	円	円	円	
			15 000 000 (円)	000 000
保険事故等	解約	保険事故等の発生年月日	平成30年9月1日	
保険等の種類	終身保険	支払年月日	平成30年9月10日	
契約者変更の回数	1			
所在地	東京都新宿区西新宿×××			
保険会社等	名称	〇〇生命保険株式会社	法人番号	1234 5678 9012 3

### Q5 途中で契約者を変更した場合、課税関係はどうなりますか？

前問の例で、父親がまだ生存中に、その生命保険を長男に契約者変更した場合はどうなるでしょうか。契約者変更しただけでは、課税は発生しません。たとえば、この保険を数年後に解約し、解約返戻金を受け取ったとします。この場合、父親が保険料を負担していた分に対応する解約返戻金は贈与税の対象となります。長男が自分で保険料を支払っていた分の解約返戻金は一時所得となります。このような課税がしっかりと行われるように、平成30年1月より長男が負担した保険料を支払調書に記載し、変更前の契約者である父親の住所・氏名も記載されるようになります。

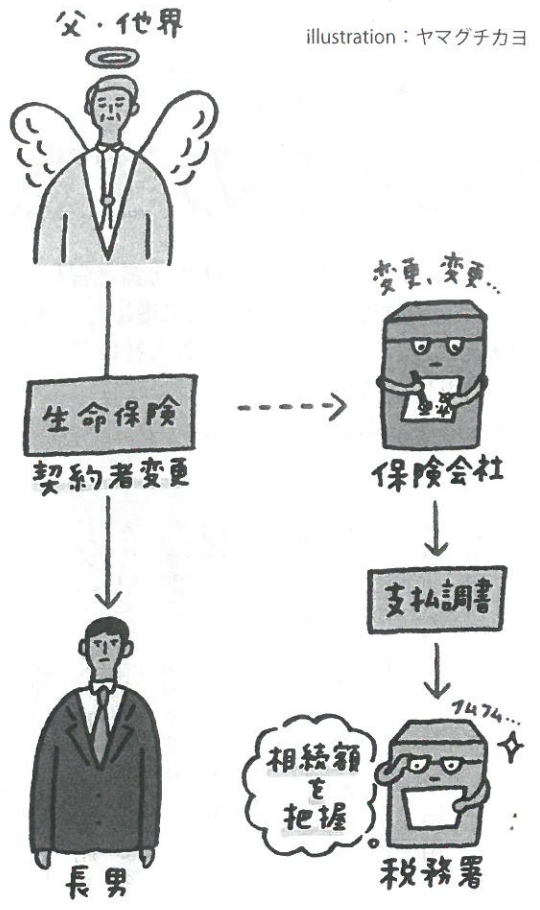


illustration: ヤマグチカヨ